○農林水産省告示第二千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市明智町東方字下向四五八の二、字上向七二〇の一、七二四の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市加子母字村上四二三四、四二三六の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町西横山字ケラ洞八三二、八三三、字南村八三四、八三五の一、八三七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第百四十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　東北大学災害科学国際研究所　仙台市青葉区荒巻字青葉六―六―四

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度五〇分東経一四三度五五分、北緯四〇度五〇分東経一四四度一〇分、北緯三八度四二分東経一四五度〇五分、北緯三六度東経一四二度四五分、北緯三六度東経一四一度五八分、北緯三六度三八分東経一四一度五五分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年七月十六日から平成二十五年八月九日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第二十七号（平成二十五年七月十二日発行）

○関東地方整備局告示第三百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

別表の指定番号四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本社　神奈川県相模原市南区相模大野三丁目三番一―五百一号

ロ　相模原本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号

ハ　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地

ニ　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地

ホ　東京西支店　東京都八王子市中町五番一号」

に改める。

○関東地方整備局告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十三年建設省告示第三千九百二十六号千葉都市計画、船橋都市計画、成田都市計画、佐倉都市計画、習志野都市計画、八千代都市計画、鎌ケ谷都市計画、四街道都市計画、八街都市計画及び印西都市計画下水道事業印旛沼流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十三年十二月二十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第四百九十七号野田都市計画、流山都市計画、柏都市計画、松戸都市計画、市川都市計画、浦安都市計画、船橋都市計画及び鎌ケ谷都市計画下水道事業江戸川左岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年三月十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年七月十六日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人滋賀県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	中村　浩子
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十四年十二月三十一日